

広島市告示第 2 1 5 号  
令和 8 年 4 月 3 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 3 条第 2 項において準用する同法第 6 2 条第 1 項の規定により、広島県知事から同法第 6 0 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる図書の写しの送付を受けましたので、同法第 6 3 条第 2 項において準用する同法第 6 2 条第 2 項の規定により、縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

1 施行者の名称

広島市

2 都市計画事業の種類および名称

広島圏都市計画下水道事業（広島平和記念都市建設事業）広島公共下水道

3 事業施行期間

昭和 2 6 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

4 図書の写しの縦覧場所

広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号

広島市下水道局施設部計画調整課

5 事業地

(1) 収用の部分

変更なし。

(2) 使用の部分

令和六年広島県告示第三百七十九号の事業地に、安佐南区大塚西町、大塚東一丁目、大塚東二丁目、大塚東町、伴東二丁目、伴東五丁目、伴東七丁目、伴中央三丁目、伴北町、佐伯区五日市町大字保井田、石内上一丁目を追加し、同告示の事業地のうち、東区馬木町、馬木一丁目、馬木二丁目、温品町、温品六丁目、温品八丁目、上温品一丁目、上温品三丁目、上温品四丁目、戸坂町、戸坂山根三丁目、戸坂くるめ木二丁目、戸坂大上一丁目、戸坂南一丁目、戸坂長尾台、中山北町、牛田南一丁目、牛田南二丁

目、福田一丁目、福田四丁目、福田五丁目、福田七丁目、福田町、南区日宇那町、元宇品町、西区新庄町、三滝本町ニ丁目、竜王町、山手町、己斐上三丁目、己斐大迫三丁目、己斐東一丁目、田方二丁目、古田台一丁目、鈴が峰町、安佐南区緑井町、緑井三丁目、緑井八丁目、大町西一丁目、大町西ニ丁目、大町西三丁目、大町、相田一丁目、相田ニ丁目、相田三丁目、相田四丁目、相田六丁目、相田七丁目、相田町、毘沙門台東一丁目、安東五丁目、上安六丁目、高取北一丁目、高取南一丁目、高取南ニ丁目、高取南三丁目、祇園五丁目、祇園八丁目、祇園町、長束町、山本六丁目、山本八丁目、山本九丁目、山本新町一丁目、山本町、大塚西一丁目、大塚西ニ丁目、大塚西三丁目、大塚西五丁目、大塚東三丁目、伴東六丁目、伴中央四丁目、伴中央五丁目、伴中央七丁目、伴南三丁目、伴西四丁目、沼田町大字伴、安佐北区深川六丁目、小河原町、上深川町、落合一丁目、落合南一丁目、落合南ニ丁目、落合南六丁目、口田町、口田南五丁目、口田南六丁目、口田南九丁目、可部町大字上町屋、大字勝木、大字上原、あさひが丘四丁目、あさひが丘九丁目、大林町、大林一丁目、大林四丁目、三入ニ丁目、三入四丁目、三入七丁目、可部東四丁目、可部東五丁目、可部東六丁目、龜山九丁目、龜山西一丁目、龜山西ニ丁目、安芸区船越町、船越ニ丁目、船越四丁目、船越六丁目、矢野町、矢野東三丁目、矢野西ニ丁目、矢野西三丁目、矢野西四丁目、矢野西六丁目、矢野西七丁目、中野町、中野東町、畑賀三丁目、中野六丁目、中野東ニ丁目、中野東三丁目、中野東五丁目、中野東六丁目、中野東七丁目、瀬野四丁目、瀬野五丁目、瀬野西四丁目、瀬野西五丁目、上瀬野町、上瀬野一丁目、佐伯区五日市町大字薬師ヶ丘、大字中地、大字上小深川、大字下河内、大字上河内、藤の木一丁目、五月が丘一丁目、五月が丘三丁目、五月が丘四丁目、美鈴が丘東五丁目、美鈴が丘南四丁目、利松二丁目、八幡東三丁目、倉重一丁目、観音台ニ丁目、観音台四丁目、石内北一丁目、石内南一丁目、石内南四丁目、石内東ニ丁目、五日市町大字石内において事業地を変更する。

広島市告示第216号  
令和8年 4月 3日

広島圏都市計画下水道事業（広島平和記念都市建設事業）について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する、同法第62条第1項の規定による認可の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

1 都市計画事業の種類および名称

広島圏都市計画下水道事業（広島平和記念都市建設事業） 広島公共下水道

2 施行者の名称

広島市

3 事業所の所在地

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市下水道局施設部計画調整課

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし。

(2) 使用の部分

令和六年広島県告示第三百七十九号の事業地に、安佐南区大塚西町、大塚東一丁目、大塚東二丁目、大塚東町、伴東二丁目、伴東五丁目、伴東七丁目、伴中央三丁目、伴北町、佐伯区五日市町大字保井田、石内上一丁目を追加し、同告示の事業地のうち、東区馬木町、馬木一丁目、馬木二丁目、温品町、温品六丁目、温品八丁目、上温品一丁目、上温品三丁目、上温品四丁目、戸坂町、戸坂山根三丁目、戸坂くるめ木二丁目、戸坂大上一丁目、戸坂南一丁目、戸坂長尾台、中山北町、牛田南一丁目、牛田南二丁目、福田一丁目、福田四丁目、福田五丁目、福田七丁目、福田町、南区日宇那町、元宇品町、西区新庄町、三滝本町二丁目、竜王町、山手町、己斐上三丁目、己斐大迫三丁目、己斐東一丁目、田方二丁目、古田台一丁目、鈴が峰町、安佐南区緑井町、緑井

三丁目、緑井八丁目、大町西一丁目、大町西二丁目、大町西三丁目、大町、相田一丁目、相田二丁目、相田三丁目、相田四丁目、相田六丁目、相田七丁目、相田町、毘沙門台東一丁目、安東五丁目、上安六丁目、高取北一丁目、高取南一丁目、高取南二丁目、高取南三丁目、祇園五丁目、祇園八丁目、祇園町、長束町、山本六丁目、山本八丁目、山本九丁目、山本新町一丁目、山本町、大塚西一丁目、大塚西二丁目、大塚西三丁目、大塚西五丁目、大塚東三丁目、伴東六丁目、伴中央四丁目、伴中央五丁目、伴中央七丁目、伴南三丁目、伴西四丁目、沼田町大字伴、安佐北区深川六丁目、小河原町、上深川町、落合一丁目、落合南一丁目、落合南二丁目、落合南六丁目、口田町、口田南五丁目、口田南六丁目、口田南九丁目、可部町大字上町屋、大字勝木、大字上原、あさひが丘四丁目、あさひが丘九丁目、大林町、大林一丁目、大林四丁目、三入二丁目、三入四丁目、三入七丁目、可部東四丁目、可部東五丁目、可部東六丁目、亀山九丁目、亀山西一丁目、亀山西二丁目、安芸区船越町、船越二丁目、船越四丁目、船越六丁目、矢野町、矢野東三丁目、矢野西二丁目、矢野西三丁目、矢野西四丁目、矢野西六丁目、矢野西七丁目、中野町、中野東町、畑賀三丁目、中野六丁目、中野東二丁目、中野東三丁目、中野東五丁目、中野東六丁目、中野東七丁目、瀬野四丁目、瀬野五丁目、瀬野西四丁目、瀬野西五丁目、上瀬野町、上瀬野一丁目、佐伯区五日市町大字薬師ヶ丘、大字中地、大字上小深川、大字下河内、大字上河内、藤の木一丁目、五月が丘一丁目、五月が丘三丁目、五月が丘四丁目、美鈴が丘東五丁目、美鈴が丘南四丁目、利松二丁目、八幡東三丁目、倉重一丁目、観音台二丁目、観音台四丁目、石内北一丁目、石内南一丁目、石内南四丁目、石内東二丁目、五日市町大字石内において事業地を変更する。